

エネルギー節約のために使用する機械 の輸入関税の免除

2004年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資委員会(BOI)布告
No. 10 / 仏暦 2547 年(2004)

件名 エネルギー節約のために使用する機械の輸入関税の免除

エネルギー使用を節約し、効率的にすることを奨励するために、仏暦 2520 年 投資奨励法第 16 条、および第 28 条第、仏暦 2534 年 投資奨励法の増補改正(第 2 版)の権限に基づき、投資委員会は、以下に、エネルギー節約のために使用する機械の輸入関税の免除の権利恩典を付与する原則の規定を布告する。

全ての業種で奨励を受けた否かにかかわらず奨励を受けた者は、エネルギー省が同意を与えた、エネルギー節約のために使用する機械の輸入関税の免除を受けるものとする。許可を受けた日から 2 年以内に輸入しなくてはならず、仏暦 2548 年(2005 年)12 月 30 日以内に、機械の輸入申請を提出しなくてはならない。

これらは、仏暦 2547 年 9 月 30 日以後有効

布告日 仏暦 2547 年 12 月 20 日

チャバリット・ヨンチャイユット
副首相
議長 代行

注: この翻訳は、2004 年 12 月 20 日布告のタイ国投資委員会布告の翻訳であるが、実際の運用にあたっては、原文(タイ語)を参照願います。